

李朝皇室の土地財産整理をめぐる利権争奪

——中国における「皇産」「蒙地」の問題との関わり——

江夏 由樹

1. 外務省外交史料館に所蔵されている李朝皇室の土地財産整理をめぐる二つの史料群

日露戦争期、日本が朝鮮の内政に深く関わっていくなかで、李朝の土地財産整理をめぐる問題が一つの焦点となっていく。当時、朝鮮政府・皇室の財政は逼迫しており、これに対し、皇室土地財産の整理等により、新たな財源を確保しようとする計画が一部の日本人らによって提示されていった。かれらは朝鮮政界の有力者と連携してその計画の実現を図り、そのなかで、自らの利権の拡大を目論んだ。そうした皇室土地財産の利権をめぐる問題を考察すると、そこに、当時の日本と朝鮮との間に展開していた複雑な政治の内幕を垣間見ることができる。同時に、この李朝の土地財産整理のなかで論じられた問題のなかに、後の清朝皇室・モンゴル王公の土地財産整理をめぐる歴史と相通じる論点を見出すことができる。つまり、李朝の土地財産整理の歴史は、中国近代史のなかで登場する「皇産」「蒙地」という土地問題、さらに、20世紀初頭以降の東アジアにおける身分制を基礎とした土地制度の解体過程を捉えていくうえで、大変興味深い内容を含んでいる。そうした李朝の土地財産整理の問題について、外務省外交史料館に所蔵されている二つの史料群をここで紹介したい。

(1)「韓国荒蕪地開拓権取得ニ関シ交渉一件 附 韓国荒蕪地拓殖案ニ関シ衆議院議員質問ノ件」(1門7類10項7号)1冊

このファイルのなかにある、明治37(1904)年4月2日付けの在木浦領事若松兎三郎から外務大臣小村寿太郎宛(機密第14号)、同日付の同領事から特命全権公使林権助宛(機密第8号)の報告などは、この時期、日本政府が韓国における荒蕪地(荒地)の存在に強い関心を寄せていたことを示している。日本人の手により韓国の荒蕪地を開拓し、そこに巨大な利権を確保していくことが、当時の日本政府官僚らの大きな関心事であったことは、すでに先行研究が明らかにしている(注1)。そうしたなかで、元大蔵省官房長長森藤吉郎は荒蕪地の開拓権を求めて韓国高官と交渉を進めていた。このファイルに収録されている大蔵省の用箋に記された長森自身の報告「未開拓地開墾権取得方ノ件」(明治37年4月付)などによれば、その経緯は次のようなものであった。

明治37年1月、皇族の清安君(李載純)がその直前まで大蔵省官房長の職にあった長森藤吉郎に韓国皇室の財政再建問題について意見を求めてきた。2月初旬、長森

は清安君に対し、次のような方策を示したという。それは、まず、全国に散在する荒地を「御料地（皇室財産）」とし、その開拓による収益を皇室の財源とすること、また、酒・煙草等の専売制を実施することにより皇室・政府の財政再建を目指すことであった。こうした荒蕪地開拓、専売事業（酒、煙草、白参、食塩、石油、砂糖、鑛）は長森らの手に独占的に委託されることとされた。このファイルには宮内大臣閔丙奭と長森との間でまとめられた契約書の原案も収められており、この契約は調印を待つばかりであったという。

長森らの計画は、韓国における官民をあげての反対運動、また、長森個人の動きに対する日本政府の警戒もあり、結局、挫折した。しかし、この長森、閔丙奭らの動きは次のような点で大変興味深い。それは、「無主」の土地とされる荒蕪地を宮内府の所有に帰し、皇室財産としようとしたことである。自己の財源拡大を図る宮内府と連携し、まず、長森らは韓国の土地利権に介入する糸口を求めた。荒蕪地を皇室の「私有財産」とすることにより、「私人」としての皇室と契約を結び、長森らは荒蕪地を自由に使用・収益する権利を獲得しようと考えた。長森らの計画に対する反対運動が高揚するなかで、荒蕪地を皇室の「所有」とできるのかという問題が論点となった。実は、中国における「皇産」「蒙地」の整理の際にも、「無主」の土地を皇室やモンゴル王公の所有に帰すことができるのかという点が議論の核心となっていた。辛亥革命後、これら土地は皇室、モンゴル王公の「私有地」として位置づけられていくが、中国官界の有力者、日本の企業などは、皇室、王公と私的な契約関係を結ぶなかで、これら土地の利権を確保しようとしていった。

(2)「日韓同志組合組織一件」(1門7類10項10号)1冊

政府関係者だけでなく、この時期、日本の民間人たちも李朝土地財産の利権を獲得しようとする運動を展開していた。このファイルには外務大臣小村寿太郎、駐朝公使林権助の間で遣り取りされた文書、また、当時の警視總監の報告書などが収められている。それら文書・報告書には、厳本善治、押川方義、松本武兵衛、毛利部庸次郎らが李朝宮内大臣李載克との間に塩・煙草の専売、宮内府所有土地の開墾事業等について独占的な業務委託を受ける交渉を続けていたこと、その契約の原案がすでにまとめられていたこと、その事業資金（2万円）は米国のエクキテブル生命保険会社から出資の予定であったこと、しかし、計画の中樞を担っていた李逸（世）植、李容翊らの失脚、韓国政府、日本政府、上述の長森藤吉郎らの反対により、結局、この計画が頓挫した経緯が記されている。李載克と厳本善治らとの間でまとめられた契約の原案は、在ソウルの日本の官憲が李逸（世）植を逮捕した際に押収した文書の中にも記されていたとあり、その写しがこのファイルに収められている。それによれば、長森の場合と同様、厳本らは皇室所有地の経営、また、塩、砂糖、石油、煙草等の専売事業を独占的に請け負うことを計画していた。さらに、かれらは未納となっている全国の土地税を徴収する事業を展開し（「隠結」の整理・収税）、その収入の大半を皇室に上納し、その残りを自分たちの収入としようとしていた。かれらの計算によれば、そうした事業の利権は当時の金額で総額5千万円以上にも上ったという。

厳本善治、押川方義らは、当時、日本の教育界で著名な人物であった。松本武兵衛、毛利部席次郎は関西の豪商、大三輪長兵衛の系列にある商人であったという。また、松本はエクキテブル保険会社の日本における支配人でもあった。このファイルにある警視總監の報告（7月13日付）によれば、かれらの運動は意外な広がりをもって展開されており、例えば、厳本らは大隈重信、渋沢栄一、大倉喜八郎、犬養毅、伊藤博文といった当時の政財界の有力者に接近しながら、この計画を進めていた。

厳本善治、押川方義らの「日韓同志組合」については、改めて、別の機会に詳しく考察するつもりでいる。いずれにせよ、日露戦争期、二つの異なった日本人グループが、相対立しながら、朝鮮政界の有力者と連携して李朝の土地財産整理事業を計画し、そこから巨大な利権を獲得しようとしていたことは興味深い。

2. 東アジアにおける身分制を基礎とした土地制度の解体

朝鮮近代史の研究者でもない筆者が李朝土地財産の利権をめぐる問題を記した外務省の外交史料に興味を寄せたのは次のような理由による。

増淵龍夫は、かつて、中国古代における専制君主権力による家産形成、そうした家産を財政的な基盤とした秦の中国統一の歴史を論じた（注2）。20世紀初期、最後の中国専制君主権力である清朝は崩壊し、中国東北地方に広大に展開していた清朝皇室の家産、つまり、内務府官荘などの各種官荘地（皇産）、モンゴル王公・旗が占有したとされる土地（蒙地）、さらに、八旗王公・旗人らの有した各種荘園・旗地、八旗官兵らに配分された各種職田等は続々と「民有地」化されていった。換言すれば、それまでの身分制を基礎とした土地制度が解体され、土地が自由に市場で売買されるシステムの確立が図られていった。この時期、著名な経済官僚であった熊希齡なども中国東北地方に展開していた各種官荘地、職田等を整理・解体し、そこに大規模な財源を獲得していくことの重要性を提唱していた（注3）。

広大な面積の土地を皇室財産としたうえで、それら土地を民間に払い下げていくこと、あるいは、その払い下げを受け、土地経営を行うという事業には巨大な利権が伴っていた。清朝崩壊後、日本の東亜勸業株式会社などは旧清朝皇室、モンゴル王公の有した「皇産」「蒙地」などの払い下げを受けての土地経営を試みていった。そうした会社の役員のお多くは日本の元殖民地官僚であり、かつて、台湾、朝鮮などで土地行政に深く携わっていた。こうした中国近代における土地問題の歴史を振り返るならば、ここで取り上げた朝鮮皇室土地財産に関する史料は重要な意味を有している。つまり、李朝の皇室土地財産の解体・整理もこうした中国における「皇産」「蒙地」整理の動きと同じような文脈のなかで捉えることができよう。20世紀初頭という早い時期に、日本政府、また、民間人までもが李朝の皇室土地財産の利権獲得に乗り出していたのであり、これは後に中国・日本の官僚、民間をも巻き込んで展開された旧清朝皇室、モンゴル王公の土地権利をめぐる複雑な歴史の序曲とも言える意味を有していた。

- (注1) 山口宗雄「荒蕪地開拓問題をめぐる対韓イメージの形成、流布過程について」『史学雑誌』第87編第10号、1978年9月、54-77頁。
- (注2) 増淵龍夫「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」同『新版 中国古代の社会と国家』(岩波書店、1996年)所収。
- (注3) 「奏為籌擬經營皇室財産而符憲政折(一九一〇年九月二十一日)」周秋光編『熊希齡集 上』(湖南出版社、1996年)366-67頁。

(えなつ よしき：一橋大学大学院経済学研究科教授)